子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　子育て世帯住宅取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）新婚世帯

次に掲げる項目を全て満たす世帯とする。

ア　新規に婚姻した世帯（交付決定年度の前年度１月１日から、交付決定年度内に婚姻届を提出した又は受理された夫婦）

イ　自ら居住することを目的に住宅を取得し、交付決定年度内に支払を行った世帯

ウ　交付決定年度内に、出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育している（妊娠中を含む）世帯

エ　夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下の世帯

オ　世帯全体の所得が５００万円未満の世帯

（２）子育て世帯

次に掲げる項目を全て満たす世帯とする。

ア　婚姻後５年以内の世帯（交付決定年度の５ヶ年度前の年度から、交付決定年度の前年度１２月３１日以前の間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦）

イ　自ら居住することを目的に住宅を取得し、交付決定年度内に支払を行った世帯

ウ　交付決定年度内に、出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育している（妊娠中を含む）世帯

エ　夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下の世帯

オ　世帯全体の所得が５００万円未満の世帯

（交付の目的）

第３条　この補助金は、理想の子どもの数を実現できる住環境を整備するため、国の地域少子化対策重点推進交付金における結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラムを活用する市町村が、新婚世帯及び子育て世帯を対象に、子育てに伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策

の推進に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　知事は、市町村が行う次に掲げる事業のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）新築住宅取得コース

別紙「子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付要領」（以下「交付要領」という。）の第１（１）①に定める経費

（２）中古住宅取得・リフォームコース

交付要領の第１（１）②に定める経費

２　補助金の対象となる事業及び世帯並びに補助上限額、補助率は別表のとおりとする。

（申請手続）

第５条　市町村の長は、別紙様式第１による申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第２による補助金交付決定通知書を市町村の長に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　市町村の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内に別紙様式第３による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第８条　市町村の長は、交付決定後に補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ別紙様式第４による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（事業の中止又は廃止）

第９条　市町村の長は、事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第６による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
２　知事は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。

（状況報告）
第10条　市町村の長は、事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第８による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第11条　市町村の長は、事業が完了したときは、その日から起算して一箇月を経過した日（第９条により事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して３０日を経過した日）又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに別紙様式第９による事業実績報告書を関係書類とともに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第12条　知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第８条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第１０による額の確定通知書により市町村の長に通知する。
２　知事は、市町村の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）
第13条　補助金は、第１２条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
２　市町村の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第１１による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第14条　知事は、第９条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場

合には、第６条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）市町村の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）市町村の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（３）市町村の長が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１２条第３項の規定を準用する。

（補助に対して付すべき条件）

第 15 条　市町村の長は、新婚世帯又は子育て世帯が取得した住宅の処分について、市町村の長の承認を受けるべき旨の条件を付さなければならない。ただし、当該住宅を取得した日から起算して１０年を経過したものにあっては、この限りではない。

（財産の処分の報告）

第 16 条　市町村の長は、前条の承認にあたり新婚世帯又は子育て世帯に交付した補助金の返還を条件とした場合には、財産所分報告書（様式第１２）を知事に提出するものとする。

２　市町村の長は、前項による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金に相当する額を知事に返還するものとする。

（補助金の経理）

第 17 条　市町村の長は、事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　市町村の長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して１０年間、整備保管しておかなければならない。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（別表）

１　対象事業及び対象経費	２　対象世帯		３　補助上限額	４　補助率
新築住宅取得コース（新築住宅取得費用、新築住宅への引越費用）	子育て世帯	（１）夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下の世帯	１世帯あたり３００千円	１/２
		（２）上記（１）以外の世帯	１世帯あたり１５０千円	
中古住宅取得・リフォームコース（中古住宅取得費用、リフォーム費用、中古住宅への引越費用）	新婚世帯	（１）夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下の世帯	１世帯あたり１５０千円	１/２
		（２）上記（１）以外の世帯	１世帯あたり１５０千円	
	子育て世帯	（１）夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下の世帯	１世帯あたり４５０千円	１/２
		（２）上記（１）以外の世帯	１世帯あたり３００千円	